

地域資源付加価値化支援事業補助金を活用しませんか？

農山村エリアの地域資源や既存ストックを活用し、新たな可能性が期待できる特産品開発や周遊性を生み出し、新たな付加価値を創造する、地域活性化を図る取組に対し、補助金を交付します。活用を検討されている方は、農山村づくり推進課までお気軽にお尋ねください。（当該年度の予算がなくなり次第、受付を終了します。）

■対象者：農山村エリア※1 の地域資源の付加価値化を図り、その利活用を通じて地域の活性化を行う、市内を活動の拠点とする個人、グループ、団体、事業者
 なお、市税に滞納が無いことや対象経費が他の補助金等を受けていないことなどの条件がございます。

※1）農山村エリア：仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東

■対象事業：（1）新商品・新サービス開発事業

農山村エリアの地域資源を活用し、新商品・新サービスの開発等に係る調査・研究・試作、プロモーション事業（前年度及び実施年度に本補助金を受けたことのある方は対象外です。）

（2）交流人口・関係人口創出事業

農山村エリアの地域資源を活用し、交流人口や関係人口の創出・拡大につながる新たな事業（既存の事業であって、これに相当する新たな取組を行うものを含む。）

■補助率：補助対象経費の3分の2

■補助上限額：30万円

■補助対象経費：

報 償 費	講師謝礼とし、団体内部の人への謝金は除きます。
旅 費	講師等の旅費及び市内宿泊費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費
役 務 費	切手代などの通信運搬費、広告料、保険料、手数料（行政機関に対して支出した「手数料」等の経費や金融機関への「振込手数料」は除く）
委 託 料	事業に必要な作業や業務等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具賃借料、講師等の有料道路通行料等
備 品 購 入 費	事業の実施に必要な備品とし、補助事業者で管理できるものに限る※2
負 担 金	研修参加費やその他これに類する経費※2

※2）交流人口・関係人口創出事業の場合、備品購入費や負担金、飲食に係る経費、参加者が消費する経費（交通費、宿泊費等）、記念品代及び土産代は補助対象外経費です。



～この補助事業に関するお問合せ～
 農山村づくり推進課 農山村政策担当 TEL 083-934-2778
 E-mail nousanson@city.yamaguchi.lg.jp FAX 083-934-2651
 詳しくはホームページをご覧ください。 <https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/26/113087.html>



補助金申請から補助金の受取までの流れ

山口市農山村づくり推進課へ事前相談

交付申請（随時）

【提出書類】 ①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書
④市税に滞納が無いことの証明書（任意団体の場合は代表者の滞納が無いことの証明書）
※交付決定を受けてから実施する経費が対象です。

書類審査・交付決定

※補助金の事前交付を受けないと事業が実施困難な場合はご相談ください。

事業実施

記録写真の撮影、領収書等の保管をお願いします。
※事業の変更（事業内容の大幅な変更、補助対象経費の増額または10分の2を超える減額、事業の遅延及び中止）がある場合は①変更交付申請書②変更事業計画書③変更収支予算書を提出してください。
提出書類等を基に審査を行い、適当と認めた場合は変更交付決定を行います。

事業完了・実績報告

事業完了の日から起算して30日を経過した日または、実施年度の3月15日のいずれか早い日まで
【提出書類】 ①実績報告書 ②事業報告書 ③収支決算書 ④領収書・請求書等の写し
⑤記録写真等（その他追加で書類を求められることがあります）

補助金額の決定

補助金の請求【提出書類】 請求書等

補助金の交付（精算）